

平成20年度第1回国民健康保険運営協議会議事録

- 1 招集年月日 平成20年7月9日
- 2 開催日時 平成20年8月25日
- 3 開催場所 北九州市小倉北区馬借一丁目2番1号
ホテルクラウンパレス小倉「香梅」
- 4 出席者氏名
 - (1) 運営協議会委員
 - ア 被保険者代表委員 (7名)
武内幸子、仲摩重利、伊崎久、大石紀代子、小田典子、濱田勝年、村上京子
 - イ 医療機関代表委員 (5名)
西昇平、山地直樹、佐伯和道、藤田賢一郎、竹原令宜
 - ウ 公益代表委員 (4名)
迎由理男、石原逸子、添田重幸、久保幸男
 - エ 被用者保険代表委員 (2名)
大村範明、小野康江
 - (2) 事務局職員
 - 保健医療部長 松本久寿
 - 保険年金課長 熊本哲生
 - 他保険年金課、健康推進課職員
- 5 一般傍聴者 (3名)

審議内容（要旨）

開会に先立ち、事務局から平成20年度からの新任委員4名の紹介を行った。

会長 今日では議題が1件と報告が1件である。審議をよろしくお願ひしたい。

.....

会長 では議題「平成19年度国民健康保険特別会計決算（見込み）」について、事務局から説明を求めらる。

事務局 （運営協議会資料1～4ページに沿って説明）

会長 ただいまの事務局の説明に対して、何か質問・意見等ないか。

以下、質問の項目ごとにその要旨を示す。

【1】共同事業について

委員 資料1ページの歳入「共同安定化事業」、歳出「共同事業拠出金」にも挙がっている、共同事業の制度の具体的な説明をしてほしい。

事務局 共同事業は、「高額医療費共同事業」と「保険財政共同安定化事業」の2事業から成る。

これらの事業は、県国保連合会が運営主体となり、「高額医療費共同事業」については、レセプト1件80万円以上の医療費について、その80万円を超える経費の一定割合（59/100）を交付金として、また「保険財政共同安定化事業」については、レセプト1件30万円以上となった医療費の8万円から80万円までの経費の一定割合（59/100）を交付金として、医療費の実績に応じて各市町村国保に対して交付するものである。

なお、この交付金は、各市町村国保からの拠出金を財源とする。

「高額医療費共同事業」については、突発的に高額な医療費の支払が生じるなど、保険者の財政上のリスクを回避するために行う事業である一方、「保険財政共同安定化事業」は、県内市町村の国保料を平準化するための事業であるため、両者は拠出金の算定方法が異なる。

すなわち、「高額医療費共同事業」は、過去の医療費の実績を基に拠出金を算定するが、「保険財政共同安定化事業」の場合は、拠出金額の半分は「高額医療費共同事業」と同様、過去の医療費実績を基に算定するが、残りの半分は被保険者数を基に算定するため、1人あたり医療費の高い市町村国保の拠出額は縮減され、拠出額（支出額）より交付額（収入額）が多くなり、その分当該市町村国保の財

政状況が好転、結果として、当該市町村国保の保険料を下げるができる。

一般的に、医療費の高い市町村は国保料も高くなるが、こういった市町村は、すでに一般会計からの繰入金を投入する等して、保険料水準を低く抑えている現状もあり、「県内市町村の国保料の平準化を図る」という制度の目的が、厚生労働省の目論見どおり達成されているとはいえない状況にある。

【2】出産育児一時金について

委員 出産育児一時金の支給件数はどれくらい増えているのか？

事務局 支給件数は、1,508件(H16) 1,425件(H17) 1,392件(H18) 1,435件(H19)となっている。

単純に18年度と19年度を比べれば、件数が増えたということはいえるが、過去からの推移をみると、19年度の増が将来的な伸びを示す前触れなのか、今回一時的に増加しただけなのか、現段階ではよくわからない。

なお、18年10月から一時金の額が30万円から35万円に引き上げられ、この単価アップが対前年度比増の一因にもなっている。

【3】政令市比較(資料4ページ)について

委員 なぜ、他市と比べて、本市の「若人」の一人当たり医療費は高いのか？

事務局 罹患率の高さによるものなのか、重複受診によるものなのか、「若人」の医療費高のはっきりした原因は、現段階ではよく分からない。

本年度から始まった特定健診・特定保健指導を今後実施していくなかで、その原因が明確になってくるのではないかと考えている。

【4】総務費について

委員 総務費の内訳を簡単に説明してほしい。

事務局 総務費の内訳は、一般管理費(職員給与費、その他事務経費)12億、連合会負担金(福岡県国民健康保険団体連合会への負担金)3千8百万、賦課徴収費(保険料徴収員報酬等、保険料の賦課徴収に係る経費)6億9千万、運営協議会費(本会に係る経費)60万、適正化特別対策費(レセプト点検、第三者行為求償、医療費通知等)9千6百万 となっている。

委員 総務費が前年度決算に比べて増となった理由は何か？

事務局 後期高齢者医療制度の発足に伴って、当該制度対象者を国保から抜くという作業等が必要となり、システム改修に費用がかかったためである。

【5】その他

その他、資料の内容について、下記のとおり意見があった。

万円単位（資料1ページ）と千円単位（資料その他のページ）の数字が混在して資料が読みにくい。 今後は千円単位で統一して表示する。

歳入項目の名称について、受入れる側から言えば、例えば、「国庫支出金」ではなく、「国庫収入金」と表示すべきではないか？ 本市の予算書及び決算書で「国庫支出金」「県支出金」という表示をしているので、変更できない。

会 長 他にないか？

では、議題については承認としてよろしいか？

委 員 （異議なし）

.....

会 長 本日の議題は以上だが、報告が1件あるということなので、事務局に報告をお願いする。

事務局 （資料5ページ）「福岡県における後期高齢者医療制度の現状について」に沿って説明。

会 長 ただいまの報告について、何か意見等ないか？

以下、質問の項目ごとにその要旨を示す。

【6】後期高齢者医療制度における新たな軽減制度について

委 員 資料5ページ 「均等割が7割軽減される者」とは？

事務局 年金168万円以下の方である。なお、年金153万円から168万円の間の方は均等割軽減及び所得割軽減の2つの軽減を受けることができる。

委 員 普通徴収できる者で「確実に納付している者」とは、どういう人なのか？

事務局 過去2年間納期内納付していた方が該当する。

委 員 軽減対象者についてはきちんと把握して、お知らせしているのか？

事務局 この方々については、データの提供を受けていたり、本人の申告等があるので、把握はできている。こういう方々については、個別に通知をしてお知らせしている。

【7】窓口業務に対する要望

委 員 役所に行って説明を聞いても分からないという人が多い。特にお年寄りや、聞いたときは分かるが、その後分からなくなる。分からない人に対してどう説明していくのか？

事務局 後期高齢者医療制度における対応については、様々な意見、指摘を受けている

ところである。制度の変更が矢継ぎ早にあっており、担当窓口もその対応に苦慮しているところである。国からも丁寧に説明するよう指導もあっており、こういう制度ができた以上、一人一人時間をかけて説明していくしかないと思っている。今後も改善を図っていきたい。

会 長

他にないか？

なければ、本日はこれで閉会する。

平成20年度 第1回
北九州市国民健康保険運営協議会

(議題)

- 1 平成19年度 国民健康保険特別会計決算(見込み)について
- 2 その他

日 時 平成20年8月25日(月) 14時00分~

場 所 ホテルクラウンパレス小倉 2階 香梅

平成19年度 国民健康保険特別会計決算（見込み）

1 歳入

（単位：万円）

区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	増 減 (B) - (A)	前年度決算 (C)	前年決算比較 (B) / (C)
国民健康保険料	2,801,641	2,676,064	125,577	2,559,700	104.5%
国民健康保険料	2,046,139	1,875,644	170,495	1,849,223	101.4%
退職者被保険者等 国民健康保険料	755,502	800,420	44,918	710,477	112.7%
国庫支出金	3,318,598	3,325,401	6,803	3,316,826	100.3%
療養給付費交付金	2,944,508	2,957,159	12,651	2,640,963	112.0%
県支出金	500,647	482,750	17,897	482,744	100.0%
共同安定化事業	1,340,319	1,329,563	10,756	734,845	180.9%
繰入金	1,588,000	1,465,000	123,000	1,530,000	95.8%
繰越金	68,001	280,108	212,107	193,285	144.9%
その他収入	21,086	23,890	2,804	23,918	99.9%
収入合計	12,582,800	12,539,935	42,865	11,482,281	109.2%

2 歳出

（単位：万円）

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (A) - (B)	前年度決算 (C)	前年決算比較 (B) / (C)
総務費	249,818	203,686	46,132	185,719	109.7%
保険給付費	8,144,040	7,968,190	175,850	7,453,786	106.9%
一般被保険者等 療養給付費等	4,971,420	4,843,895	127,525	4,617,603	104.9%
退職者被保険者等 療養給付費等	3,065,760	3,024,436	41,324	2,743,643	110.2%
審査支払手数料	24,645	21,042	3,603	19,918	105.6%
出産育児一時金	51,855	50,205	1,650	45,026	111.5%
葬祭費	30,360	28,612	1,748	27,596	103.7%
老人保健拠出金	2,239,030	2,162,846	76,184	2,168,716	99.7%
介護納付金	475,208	474,067	1,141	521,823	90.8%
共同事業拠出金	1,322,598	1,268,986	53,612	699,577	181.4%
保健事業費	46,033	36,594	9,439	37,399	97.8%
その他支出	106,073	72,010	34,063	135,153	53.3%
歳出合計	12,582,800	12,186,379	396,421	11,202,173	108.8%

3 収支状況

歳入総額 12,539,935万円 - 歳出総額 12,186,379万円 = 差引 353,556万円
 差引収支 = 353,556万円 - 280,108万円（前年度繰越金） = 73,448万円

* 収支の主な事由

一般から退職へ被保険者を振り替えた結果、退職被保険者の給付費の財源である療養給付費交付金が増額交付されたもの（65,536万円）

4 被保険者数及び世帯数

(単位：人、世帯)

区 分	予 算 (A)	実 績 (B)	増 減 (B) - (A)	前年度決算 (C)	前年決算比較 (B) / (C)
若 人	[79,100] 205,100	[78,035] 195,133	[1,065] 9,967	198,157	98.5%
退 職 者	[23,400] 81,800	[20,920] 78,626	[2,480] 3,174	75,081	104.7%
老 人	101,800	97,312	4,488	100,873	96.5%
計	[102,500] 388,700	[98,955] 371,071	[3,545] 17,629	374,111	99.2%
世 帯 数	225,000	218,457	6,543	217,244	100.6%

[] 内は、介護第2号被保険者数(再掲)

5 保険料収納率(現年賦課分収納率)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
全 体 分	93.44%	93.27%	93.01%	94.03%	94.03%
(対前年比)	(0.59%)	(0.17%)	(0.26%)	(1.02%)	(0.00%)
うち一般分	91.97%	91.60%	91.10%	92.23%	92.04%
(対前年比)	(0.87%)	(0.37%)	(0.50%)	(1.13%)	(0.19%)

国民健康保険医療費総額・被保険者数の推移

区分	平成14年度	伸び率	平成15年度	伸び率	平成16年度	伸び率	平成17年度	伸び率	平成18年度	伸び率	平成19年度	伸び率
若人	48,054,950 千円	97.76%	51,068,408 千円	106.27%	53,204,529 千円	104.18%	55,953,389 千円	105.17%	55,930,967 千円	99.96%	58,073,604 千円	103.83%
	245,751 円	96.38%	255,084 円	103.80%	263,612 円	103.34%	277,218 円	105.16%	282,256 円	101.82%	297,610 円	105.44%
	195,543 人	101.44%	200,202 人	102.38%	201,829 人	100.81%	201,839 人	100.00%	198,157 人	98.18%	195,133 人	98.47%
老人保健	105,580,620 千円	101.72%	105,466,242 千円	99.89%	106,932,290 千円	101.39%	108,973,368 千円	101.91%	107,022,987 千円	98.21%	108,288,265 千円	101.18%
	927,667 円	97.11%	942,075 円	101.55%	984,825 円	104.54%	1,039,366 円	105.54%	1,060,968 円	102.08%	1,112,795 円	104.88%
	113,813 人	104.74%	111,951 人	98.36%	108,580 人	96.99%	104,846 人	96.56%	100,873 人	96.21%	97,312 人	96.47%
小計	153,635,570 千円	100.45%	156,534,650 千円	101.89%	160,136,819 千円	102.30%	164,926,757 千円	102.99%	162,953,954 千円	98.80%	166,361,869 千円	102.09%
	496,630 円	97.87%	501,468 円	100.97%	515,890 円	102.88%	537,772 円	104.24%	544,942 円	101.33%	568,865 円	104.39%
	309,356 人	102.63%	312,153 人	100.90%	310,409 人	99.44%	306,685 人	98.80%	299,030 人	97.50%	292,445 人	97.80%
退職	20,518,857 千円	97.45%	23,034,734 千円	112.26%	26,091,209 千円	113.27%	30,445,018 千円	116.69%	33,309,384 千円	109.41%	36,403,730 千円	109.29%
	395,888 円	95.17%	402,564 円	101.69%	413,431 円	102.70%	445,911 円	107.86%	443,646 円	99.49%	462,999 円	104.36%
	51,830 人	102.40%	57,220 人	110.40%	63,109 人	110.29%	68,276 人	108.19%	75,081 人	109.97%	78,626 人	104.72%
合計	174,154,427 千円	100.08%	179,569,384 千円	103.11%	186,228,028 千円	103.71%	195,371,775 千円	104.91%	196,263,338 千円	100.46%	202,765,599 千円	103.31%
	482,174 円	97.55%	486,146 円	100.82%	498,578 円	102.56%	521,046 円	104.51%	524,613 円	100.68%	546,433 円	104.16%
	361,186 人	102.60%	369,373 人	102.27%	373,518 人	101.12%	374,961 人	100.39%	374,111 人	99.77%	371,071 人	99.19%

上段：医療費総額（実績） 中段：1人当たり医療費 下段：被保険者数

平成19年度 国保特別会計決算 政令市比較 (速報値)

区 分		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	福岡市	北九州市
被 保 険 者 数	若 人	330,430	192,928	234,144	196,387	297,388	698,723	149,669	154,396	161,524	478,890	296,826	744,680	188,976	296,202	204,928	293,806	195,133
	一 般	13	9	5	4	2	10	16	11	12	6	8	1	7	14	15	3	17
(年間平均)	老人保健法	138,098	68,954	72,761	52,949	75,420	243,857	70,133	61,102	66,248	165,618	115,235	196,033	56,105	126,196	83,776	88,177	97,312
	対 象 者	5	9	13	17	16	11	2	6	7	10	4	14	15	3	8	12	1
内は構成比	(人)	127,144	59,518	76,388	72,616	65,112	236,783	55,967	49,857	60,336	143,360	78,763	123,031	67,012	112,727	82,855	67,221	78,626
	退 職 被 保 険 者	4	12	10	1	16	9	8	11	7	13	14	17	3	6	2	15	5
	総 数	595,672	321,400	383,293	321,952	437,920	1,179,363	275,769	265,355	288,108	787,868	490,824	1,063,744	312,093	535,125	371,559	449,204	371,071
1 人 当 た り	若 人	2	13	16	17	12	15	8	11	14	10	7	4	9	6	3	5	1
	老人保健法対象者	1	10	12	14	11	13	15	16	17	9	6	5	7	8	4	2	3
	退 職 被 保 険 者	4	9	16	17	6	15	14	12	13	11	7	1	8	10	2	3	5
	(円) 被 保 険 者 平 均	2	11	16	17	15	14	9	12	13	10	4	7	8	6	3	5	1
医 療 費	一 般	8	9	1	14	4	5	11	2	6	10	13	12	3	16	15	7	17
	退 職 被 保 険 者	5	9	6	12	2	10	17	13	15	16	7	8	1	4	14	3	11
	(円) 被 保 険 者 平 均	7	9	2	10	3	5	13	4	8	12	11	14	1	16	15	6	17
保 険 料	全 体	14	16	15	12	11	9	5	7	6	2	3	17	8	4	10	13	1
	一 般	16	15	13	14	10	8	4	7	6	3	2	17	9	5	11	12	1
1 人 当 た り 繰 入 金 (円)	1	9	10	15	5	11	14	16	17	8	7	2	12	6	13	4	3	
1 世 帯 当 た り 基 準 所 得 額 (千円)	16	8	3	6	1	2	12	7	4	5	11	15	13	14	9	10	17	

欄中、太字の数字(1~17)は政令指定都市の順位(高い順)。1人当たり繰入金=繰入金総額/一般被保険者数(退職被保険者を除く)。

福岡県における後期高齢者医療制度の現状について（報告）

平成20年度均等割保険料の軽減

均等割が7割軽減される者の軽減割合を8.5割に拡大する。

【現 行】：7割軽減（軽減後：年間15,280円）

【改正後】：8.5割軽減(軽減後：年間7,500円(端数の140円は免除))

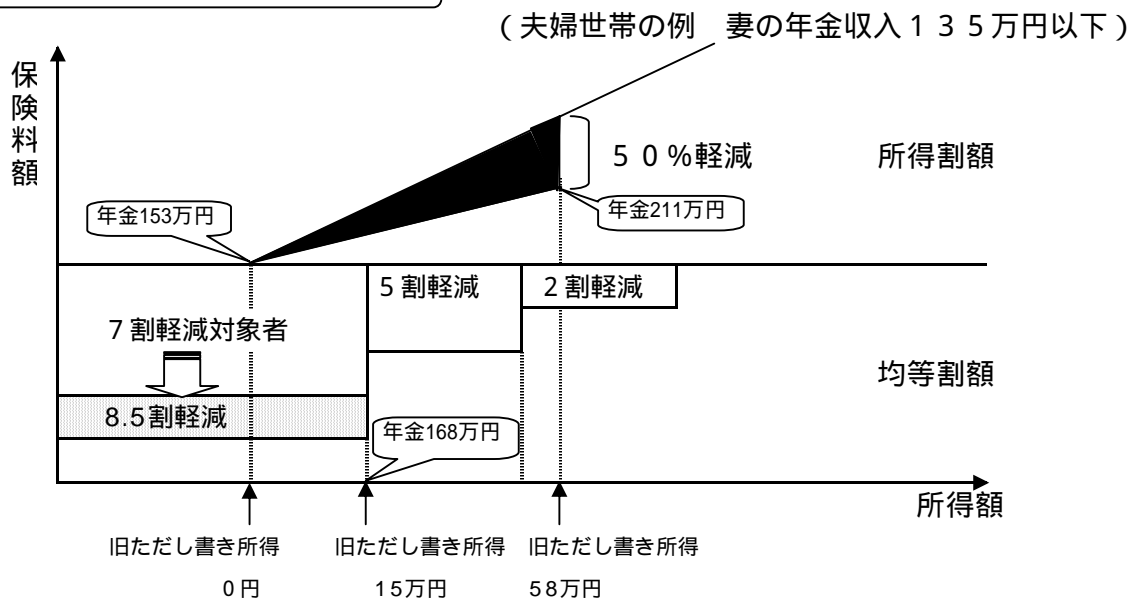
平成20年度所得割保険料の軽減

平成20年度の基礎控除後の総所得金額等（いわゆる旧ただし書き所得）の額が58万円以下の者の所得割額を一律50%軽減する。

【現 行】：基礎控除後の総所得金額等×9.24%

【改正後】：基礎控除後の総所得金額等×9.24%×(1-1/2)

年金収入の場合の軽減のイメージ



普通徴収の対象者の拡大

年金からの保険料徴収については、以下の場合、申し出により普通徴収ができることとなった。

国保の保険料を確実に納付していた者（本人）が口座振替により納付する場合
連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる者（年金収入が180万円未満の者）で
その口座振替により納付する場合